

# 兵庫県青少年愛護条例では、 水着や制服等を着用して営業する飲食店が規制されています。

【規制対象となる営業】 ※風営適正化法の風俗営業、性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業は除きます。  
飲食店のうち、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもので、以下の形態で営業するもの。

**1** 陰部、でん部若しくは胸部が強調され又はこれらの一部が露出される意匠の水着、下着その他の衣服であって、当該強調され又は露出される部分を客が直接見ることができ、又は透かし見ることができるものを着用して営業するもの。

【具体的な衣服】  
ビキニ、下着、胸元が強調された衣服  
Tバック、ハイレグなど



**2** 学校教育法に規定する学校(大学を除く。)、専修学校及び各種学校において児童、生徒又は学生に着用を義務付け、又は推奨する制服、体操服又は水着及びそれらの衣服と誤認されるおそれのある衣服を着用して営業するもの。

【具体的な衣服】  
学校指定・推奨の制服、体操服、水着  
学生服等のレプリカ



**3** 営業の名称や広告、宣伝等(チラシ、看板、インターネットホームページなど)に以下の文字、数字等を使用しているもの。

J K 15歳 16歳 17歳 18歳 高1 高2 高3 高校1年生 高校2年生 高校3年生 こども インターハイ  
クラス ジャージ スクール スクール水着 スク水 セーラー服 ティーン テスト プルマ プレザー ランド  
セル 乙女 女の子 開校 課外 学院 学園 学生 学生服 学年 学校 家庭科 教育実習生 教師 教室 現  
役 高校 高校生 校則 公立 黒板 在校生 参観日 児童 授業 授業参観 授業料 出席表 出席簿 少女  
女子校生 女子高生 私立 新学期 新入生 生徒 制服 先生 全日制 卒業 体育祭 体操着 体操服 担任  
中学生 通学路 転校生 同級生 登校 当校 特待生 日直 入学 部員 部活 部活動 放課後 娘 優等生

**4** 広告、宣伝等(チラシ、看板、インターネットホームページ等)に **2** の衣服及びこれらを着用した人の姿態の映像、写真又は絵を使用しているもの。

## 該当する営業は以下の行為が禁止されています。【有害役務営業の営業を営む者の禁止行為(第17条第1項)】

- 青少年(18歳未満の者)を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。
- 店舗型有害役務営業の場所又は無店舗型有害役務営業の受付所に青少年を客として立ち入らせること。
- 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。
- 青少年に対し、有害役務営業の名称等を記載した文書等を頒布すること。
- 青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

30万円以下の罰金又は料料

知事による中止命令

## 該当する営業は以下の義務が課せられています。

**青少年立入禁止掲示義務(第17条第2項)**  
有害役務営業を営む者は、営業所・受付所の見やすい箇所に、青少年の立入を禁ずる旨の掲示をしなければいけません。

**広告宣伝物への青少年立入禁止明示義務(第17条第3項)**  
有害役務営業を営む者は、広告宣伝物には以下の事項を明示しなければいけません。  
・営業所、受付所への青少年立入り禁止 ・青少年が客となることの禁止(無店舗型)

**従業者名簿の備付け義務(第17条第4項)**  
有害役務営業を営む者は、営業所、事務所又は受付所ごとに、従業者名簿を備付けなければいけません。従業者名簿には、営業に従事する者の氏名、生年月日、住所、性別、雇用年月日、退職年月日、職務内容を記載しなければいけません。また、退職した日から3年間の保存が必要です。

義務違反

10万円以下の罰金又は料料

## 法令\*に違反した場合、知事による営業停止命令の規定があります。\*対象法令は条例で定められています。

知事による営業停止命令(第18条)

営業停止命令に違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、条例に規定する罪に当たる違法な行為等をした場合や知事による中止命令に従わなかった場合は、営業の全部又は一部の停止を命ずることができます。